開発事業者(集合住宅の所有者又は管理者)がごみステーションを新設又は既存のごみ ステーションを利用する場合(協議)

(協議者)事前にごみステーションの設置場所等について、クリーンセンターと協議する。

協議後

設

既 存

共通事項

新 設

の

(協議者)『宅地開発地・集合住宅ごみステーション(設置・利用)協議書(第1号様式)』提出

- 添付書類 ・ごみステーションの位置図
 - ・土地所有者等の承諾を受けたことが確認できる書類 (ごみステーションを新設する場合)
- ※開発行為の許可を要する場合には当該許可申請日までに、

許可を要しない場合には当該開発行為をする日までに提出

- ※当該所在地の自治会長と協議のこと
- ごみステーションを新設する場合(協議書提出後)

(届出者)『ごみステーション(新設・変更・廃止)届出書(第2号様式)』提出

添付書類 ごみステーションの位置図

※収集の開始を希望する日の15日前までに提出

届出書の審査

(市) 届出者へ審査結果を通知

Ú

(申請者) ごみステーションの新設

ステーション設置承認基準

- ・利用戸数が10戸以上
- ・安全に収集ができる場所 など

開発事業者(集合住宅の所有者又は管理者)が、ごみステーションを変更又は廃止する 場合

(届出者)『ごみステーション(新設・変更・廃止)届出書(第2号様式)』提出

添付書類 ・ごみステーションの位置図

- ・土地所有者等の承諾を受けたことが確認できる書類 (ごみステーションの廃止の場合は除く。)
- ※ごみステーションの場所・形状等の変更、収集の終了を希望する日の15日前までに提出

人 届出書の審査

(市)届出者へ審査結果を通知



(申請者) ごみステーションの変更・廃止